第明治三十五種郵便物認可

平成２５年（フ）第１５８号
奈良県橿原市曽我町891番地の２　シャトル21―103号
破産者　新庄　　環
１　決定年月日　平成25年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
札幌市西区山の手３条１丁目３番10号　ノルド山の手202号、開始決定時の住所札幌市西区山の手２条７丁目１番１―103号
破産者　高橋　直人
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９１号
茨城県筑西市掃ヶ島17番地、開始決定時の住所茨城県筑西市灰塚34番地
破産者　田所　功男
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３０２号
茨城県古河市小堤68番地６
破産者　永田　昌代
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１４号
茨城県古河市本町２丁目12番23号
破産者　熊倉　一夫
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１６３号
茨城県古河市駒羽根234番地１
破産者　堀江芽久美
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１８２号
茨城県猿島郡境町大字西泉田281番地３
破産者　菊地　良之
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１４３号
埼玉県本庄市栗崎89番地１
破産者　倉本　　勉
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１７０号
埼玉県深谷市稲荷町１丁目20番25号　ルイーズ101―207号室
破産者　林　　桂蘭（通称林桂子）
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２２８号
埼玉県深谷市人見1665番地13
破産者　関根　　清
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第９４号
名古屋市北区金城１丁目２番Ｅ―713号　中富住宅
破産者　吉村　美香
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８４７号
愛知県常滑市大谷字鴨39番地の１
破産者　中野製作所こと　中野　喜隆
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４７３号
名古屋市緑区鳴海町字細根４番地の15　ユニーブル鳴海セゾン２号館101号
破産者　荒川　達彦
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１７号
大阪府貝塚市畠中２丁目９番22号
破産者　南野　　**隆**
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
島根県出雲市天神町826番地５　天神県営住宅２―1241
破産者　青木トシエ
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１５４号
広島市中区舟入幸町22番４号
破産者　井上顕一郎
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６９５号
広島市中区舟入中町４番11―101号
破産者　郷　　則夫
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３号
釧路市新橋大通６丁目１番21号
破産者　サロンハッピーことルナルトゥールこと　中島　和之
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３３号
北海道紋別郡遠軽町西町２丁目７番地７、住民票上の住所北海道紋別郡遠軽町西町２丁目７番地21
破産者　片川　智浩
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係